



令和4年度

一時保育

しおり

お問い合わせ先

恩納村役場 福祉課

母子保健係

電話 (098) 966-1207





一時保育の内容



【対象児童】

満1歳から就学前の恩納村在住の児童

【対象理由】（こんな時にご利用ください👉）

☆非定型的保育

保護者の就学形態により家庭での育児が困難になった時。

（保護者の状況）

仕事・自営業繁忙期・職業訓練・就学
就活・通院・介護・研修など

例えば…

○通院の時に、子どもを見てくれる人がほしい



○週3のパートの仕事に出る為、
子どもを見てくれる人がほしい。

☆緊急保育

保護者の疾病・入院などやむをえない理由により緊急・一時的に育児が困難となった時。

（保護者の状況）

通院・入院・出産・介護・看護・災害・
事故・冠婚葬祭等

例えば…

○家族が急に入院したので看病しなければならない。
子どもを見てくれる人がいなくて困っている。

○出産の為に入院するが、その間子どもを見てくれる人がいない。



☆私的理由による保育

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育が必要となった時

例えば…

○美容室行きたい、私用を済ませたいが、その間預かってくれる人がいない



【利用できる日数】

- 非定型的保育……………週に 3日まで
- 緊急保育……………月に15日まで
- 私的理由による保育……………週に 1日まで



【申請方法】

●申請は、利用する7日前までに所定の用紙により役場窓口にて申請をしてください。

緊急保育の方は、利用日の前日までに申請（場合により当日申請可）

●必要な書類

1) 一時預かり利用申請書……………（初回申し込みは役場にて申請）
※2回目より保育所へ利用申し込み
（役場所定様式）

2) 児童の健康診断書（役場所定様式）

3) 誓約書（役場所定様式）

4) 健康保険被保険者証の写し

※年度に1回

5) 健康管理カード（保育所へ提出）

6) その他村長が必要と認める書類

【保育料】

●1日（4時間以上） 2,000円

●半日（4時間未満） 1,000円



※保育料は、利用日ごとに保育所より納付書を受け取って、金融機関にてお支払いください。
食事は保育所にて用意致します。

【実施場所・日時】

◆場 所 【公立】 恩納保育所・山田保育所・安富祖保育所にて

◆利用時間 【月～金】 午前8時30分～17時まで

【 土 】 公立：午前8時30分～12時30分まで

※利用人員には定員（おおよそ5名）が設定されております。

そのため、利用人数によって利用の制限、調整をする場合があります。

※申請内容が変わるときは、すぐに役場へ連絡して下さい。

【安全と健康管理について】

- お子さんの体調に変動がある場合は、保育所へ預ける際にご連絡下さい。
- 保育所で発熱や緊急の場合の時は保護者へ連絡いたしますので緊急の連絡先を保育所へお知らせ下さい。



連絡先

恩納村役場：098-966-1207

恩納保育所：098-966-8322

山田保育所：098-964-3323

安富祖保育所：098-967-8600